明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（三四九）　三
○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三五〇）　五
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（三五一）　六
○国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三五二）　六
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（三五三）　六
○駐車場法施行令の一部を改正する政令（三五四）　六
○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（三五五）　六
○畜産経営の安定に関する法律施行令及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令（三五六）　六
○資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令（三五七）　六

〔省　令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**総務**七二）　七
○法務省定員規則の一部を改正する省令（**法務**三〇）　七
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（**外務**一四）　八
○財務省定員規則の一部を改正する省令（**財務**七〇）　八
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**三五）　一〇
○文部科学省定員規則の一部を改正する省令（**同**三六）　一二
○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一四九）　一三
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**八二）　一六
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**八三）　一八
○農林水産省定員規則の一部を改正する省令（**同**八四）　一九
○容器保安規則等の一部を改正する省令（**経済産業**七二）　二〇
○電気事業法施行規則の一部を改正する省令（**同**七三）　二六
○経済産業省定員規則の一部を改正する省令（**同**七四）　二七
○駐車場法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**九一）　二九
○国土交通省定員規則の一部を改正する省令（**同**九二）　三一
○鉄道運輸規程の一部を改正する省令（**同**九三）　三一
○環境省定員規則の一部を改正する省令（**環境**二七）　三二
○防衛省定員規則及び防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令（**防衛**一一）　三四

〔規　則〕

○会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則（**会計検査院**四）　三四

〔告　示〕

○チューインガムの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**公正取引委・消費者庁**一九）　三五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**総務**四二三）　三五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**四二四）　三五
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**四二五）　三五
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**四二六）　三五
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**四二七）　三五
○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（**同**四二九）　三五
○国際連合教育科学文化機関の賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センター（第二区分）の日本国における継続に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定の署名及び効力発生に関する件（**外務**四一三）　三五
○学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件（**文部科学**二三七）　三五
○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（**厚生労働**四二一）　三五
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（**同**四二二）　三六
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件（**農林水産**二八〇九）　三六
○飼料の公定規格の一部を改正する件（**同**二八一〇）　三六
○畜産経営の安定に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（**同**二八一一）　三六
○国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示を改正する件（**経済産業**二五四）　三六

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。